

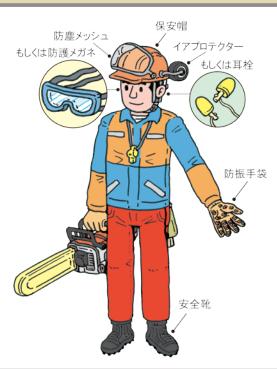
# 『電気通信業務』

# 安全衛生のポイント

# 電動工具の取扱い

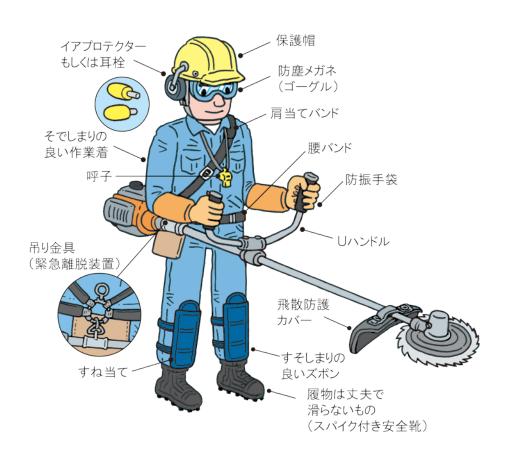
#### (1) チェーンソー





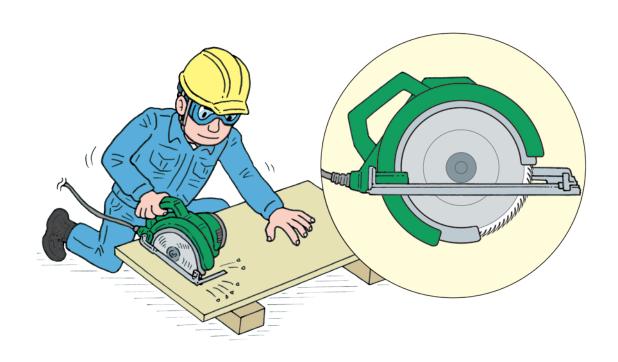
保護帽	保護帽を正しく着用します。
保護メガネ	保護メガネやセーフティゴーグルを着用します。
防振手袋	防振性のある手袋を着用します。
安全靴	丈夫で滑りにくい安全靴を着用します。
服 装	<ul><li>①季節や天候に応じた暖かな服装を着用します。</li><li>②身体に合い、手・足首等、裾締まりのしっかりとしたものにします。</li><li>③手袋や靴下、その他保温性のよいものを着用します。</li><li>④切創防止用保護衣を着用します。</li></ul>
耳 栓	騒音防止用の耳栓やイアプロテクター等を付けます。
特別教育	チェーンソー作業は「チェーンソー作業従事者特別教育」を 受けた者が行います。

### (2) 刈払機



保護帽	保護帽を正しく着用しましす。
保護メガネ	保護メガネ(ゴーグル)やセーフティゴーグルを着用しま す。
腕カバー	腕カバーを着用します。
防振手袋	防振性のある手袋を着用します。
安全靴	丈夫で滑りにくい安全靴を着用します。
耳栓	騒音防止用の耳栓やイヤプロテクターを付けます。
呼子(笛)	連絡・合図用に常に携帯します。
すねあて	すねあてを正しく着用します。
安全衛生教育	刈払機取扱いについての安全衛生教育を受けた者が行いま す。

## (3) 携帯用丸のこ



#### (守るべきこと)

- ①作業前にケーブルの位置を確認します。
- ②歯の破損、ボルトやネジに緩みがないものを使用します。
- ③キャブタイヤケーブルの損傷の有無、アースの設置を確認 します。
- ④保護カバーの状態やブレーキの効き具合を確認します。
- ⑤安定した台の上で作業します。手に持ったまま作業しては いけません。
- ⑥手袋をしての作業は禁止です。
- ⑦丸のこ使用中に異常音があったときは、作業を中断し、点 検します。
- (8) 歯を回転させたまま丸のこを移動してはいけません。

#### (4) 振動工具 (ランマー、バイブレーションドリル等)

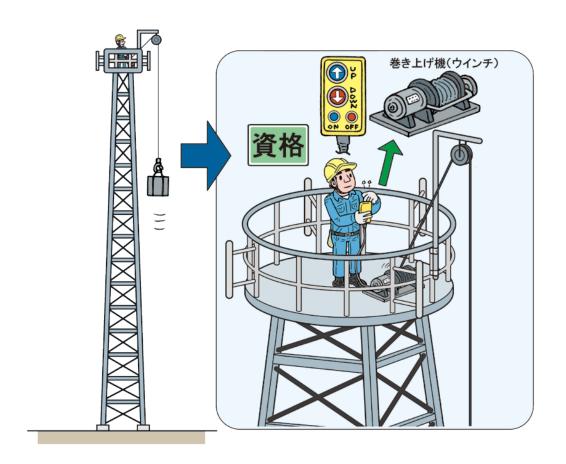
■ ランマー、バイブレーションドリル等の振動工具の使用 により、手指や腕のしびれ、冷え、こわばりなどの振動 障害が発生する危険があります。



- ①振動工具を使用する作業は、振動工具の取扱いに関する安 全衛生教育を受けた者が行います。
- ②振動工具は、振動や騒音ができる限り少なく軽量なものを 選び、定期的に点検・整備してください。
- ③防振手袋、耳栓などの保護具を使用してください。

#### (5) 巻き上げ機 (ウィンチ)

資材等の上げ下ろしなどにおいて、巻上げ機(ウインチ) が使われており、取扱い方法を間違ったり、作業中の不 注意などから、災害の危険があります。



#### 守るべきこと

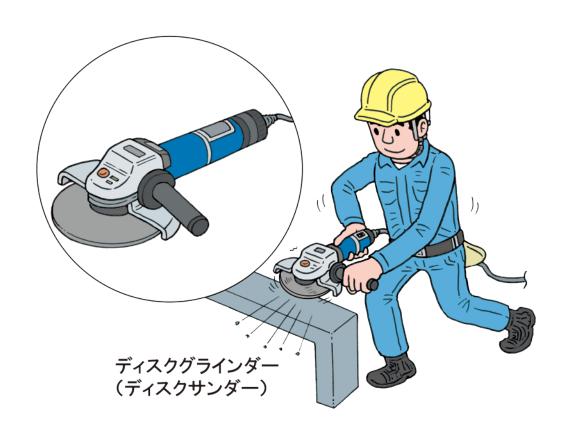
巻き上げ機(ウィンチ)は、「特別教育」を修了した者が運 転します。

#### (6) 電動ドリル



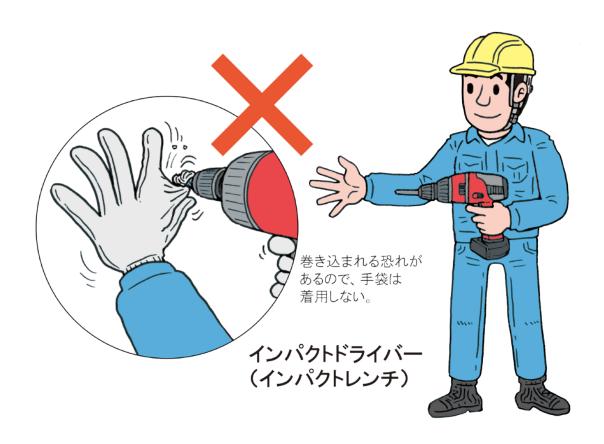
- ①錐の損傷の有無、スイッチの作動に異常はないかを確認し ます。
- ②ドリルは体の正面で使用します。
- ③垂直面に穴をあける場合は、反対側に人がいないことを確 認します。
- ④材料は固定して作業します。
- ⑤ 使用時に異常な音や振動があったときは、作業を中断しま す。
- ⑥キャブタイヤケーブルの損傷の有無、アースの設置を確認 します。
- (7)移動中は、ドリルのスイッチを切ります。
- ⑧使用していないときは、プラグをコンセントから抜きます。

## (フ) ディスクグラインダー



- ①ディスクグラインダーは両手でしっかり持って作業を行います。
- ②研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務は特別 教育の受講が必要です。
- ②研削といしについて、その日の作業を開始する前に1分以上、といしを取替えたときは3分以上試運転を行います。

#### (8) インパクトドライバー (インパクトレンチ)



- ①インパクトドライバー等の電動工具の使用中は、絶対に回 転部に手足や身体を近づけてはいけません。
- ②回転するインパクトドライバーのビット (軸) に手が巻き 込まれるおそれがあるため、手袋は着用してはいけません。
- ③インパクトドライバー等の振動工具を使用する作業は、振動工具の取扱いに関する安全衛生教育を受けた者が行います。